入札保証金免除申請書

　　　　令和　　年　　月　　日

門真市長　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　所在地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　商号又は名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　㊞

このたび、門真市発注の下記の業務委託に係る一般競争入札に参加するにあたり、入札保証金の納付を全部又は一部免除されるよう申請いたします。

なお、この申請書及び添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

件名：（仮称）門真市立生涯学習複合施設子どもフロア備品（モバイル遊具）購入

【免除事由】

* 門真市契約に関する規則第７条第１号に該当するため。

添付書類：入札保証保険契約証書（原本）

* 門真市契約に関する規則第７条第２号に該当するため。

添付書類：契約書の写し、履行証明書等

**（参考）門真市契約に関する規則及びその運用（抄）**

（入札保証金の額）

第５条　施行令第167条の７第１項の規定により納付させる入札保証金の額は、その者の入札予定金額の100分の３（公有財産売却システムによる一般競争入札にあつては、予定価格の100分の10）に相当する額以上とする。

（入札保証金の納付）

第６条　入札保証金は、現金で納付させるものとする。ただし、市長は、次の各号に掲げる担保の提供をもつてこれに代えさせることができる。

⑴　国債証券、地方債証券及び公社債証券

⑵　銀行又は市長が確実と認める金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手

⑶　銀行が発行する定期預金債権に対する質権設定証書

⑷　銀行及び市長が確実と認める金融機関の保証

２　市長は、入札保証金納付書により一般競争入札に参加しようとする者をして、会計管理者に入札保証金を納めさせるものとする。

３　会計管理者は、前項の規定により入札保証金を納付した者に入札保証金納付済書を交付しなければならない。

４　市長は、電子入札システム、公有財産売却システム及び郵便による一般競争入札に係る入札保証金について、前３項の規定により難いと認めるときは、別に定めることができる。

（入札保証金の免除）

第７条　市長は、入札に参加しようとする者が、次の各号のいずれかに該当するときは、入札保証金の全部又は一部を免除することができる。

⑴　保険会社との間に市を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

⑵　施行令第167条の５第１項に規定する資格を有する者が、過去２箇年の間に市又は国若しくは他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたつて締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したとき。

⑶　本市の入札参加資格審査を受け、有資格者名簿に登録されているとき。

【運用】

第７条第１号について

・入札保証保険の保証金額が入札予定金額の100分の３に満たない場合は、入札の執行までに不足分を納付しなければなりません。

・落札者となった場合、入札保証保険契約の期日までに契約を締結しなければなりません。

・入札保証保険契約の期間は事前に担当課と調整してください。

第７条２号について

・契約書の写し、履行証明書等の提出が必要です。内容証明に関係しない部分（約款等）の添付は省略可能です。

・必要に応じて仕様書、設計書、内訳書等の追加提出を求める場合があります。

・「過去２箇年の間」とは、告示日から入札日（開札日）までの期間のうち、いずれかの日を起算日として過去２箇年の間に、契約締結及び履行が完了したものとします。

・「数回以上」とは、２回以上とします。